

行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の影響が長期化する中、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている障害福祉サービス等事業所の負担を軽減し、安定的かつ継続的なサービスの提供を支援するため、予算の範囲内において障害福祉サービス等事業所に対し、行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、申請日時点において、市内に所在する別表に規定する事業所を有する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

(1) 行田市中小企業等物価高騰対策緊急支援金交付要綱（令和4年告示第232号）による支援金の交付を申請している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団又は同条第6号の暴力団員が経営に関与している者

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業種別ごとに事業所の数を乗じて得た額の合計額とする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年10月31日までに市長に提出するものとする。

(1) 支援金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定したときは、行田市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策緊急支援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、当該申請者が指定する金融機関の口座に支援金を振り込むものとする。

(交付の取消し)

第6条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(返還)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金の交付を受けた者がいるときは、当該支援金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか支援金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に交付した支援金に係る第6条及び第7条の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

No.	事業種別	区分	支援金額
1	計画相談支援	訪問系	1事業所当たり 50,000円
2	地域移行支援		
3	地域定着支援		
4	障害児相談支援		
5	居宅介護		
6	重度訪問介護		
7	同行援護		
8	行動援護		
9	療養介護	通所系	1事業所当たり 100,000円
10	生活介護		
11	自立訓練（機能訓練）		
12	自立訓練（生活訓練）		
13	就労移行支援		
14	就労継続支援A型		
15	就労継続支援B型		
16	就労定着支援		
17	自立生活援助		
18	児童発達支援		
19	医療型児童発達支援	入所系	(定員39人以下) 1事業所当たり 150,000円 (定員40人以上) 1事業所当たり 200,000円
20	共同生活援助（介護サービス包括型）		
21	共同生活援助（日中サービス支援型）		
22	共同生活援助（外部サービス利用型）		
23	福祉型障害児入所施設		
24	入所		
25	短期入所		
26	施設入所支援		

備考 事業所の同一敷地内に事業種別に規定する事業を行う複数の建築物を有する場合は、その建築物を1事業所とみなす。

